

事務連絡
令和2年5月20日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（局）長 殿

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室長

高額医薬品に係る療養の給付費等の書面による請求について

電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求の取扱いは、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）において規定されているところです。下記医薬品が含まれる療養の給付費等の請求にあつては、当分の間、同省令附則第4条第5項第5号に掲げる請求に該当するため、書面による請求を行っていただきますようお願いいたします。（下記医薬品が含まれるレセプトのみが、書面による請求の対象です。）

この場合、書面による請求が行われることを把握するため、同項の規定に基づく様式第4号「請求省令附則第四条第五項による猶予届出書」の審査支払機関への届け出をお願いします。（様式第4号「⑩ 五号に該当する場合、特に困難な事情の内容」欄には、「請求にゾルゲンスマが含まれるレセプトのみ紙請求」と記載ください。）

なお、関係団体、機関等に対し、周知をお図りいただきますようお願いいたします。

記

医薬品名 ゾルゲンスマ

以上

(参考) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求の費用に関する省令 (昭和 51 年厚生省令第 36 号)

附 則

(療養の給付費等の請求に係る経過措置)

第四条 (略)

2～4 (略)

5 第五条及び第六条並びに本条第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、第一条の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる療養の給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。

一～四 (略)

五 その他電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局 当該請求

6 (略)

7 保険医療機関又は保険薬局は、第五項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る療養の給付費等の請求の日に当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該療養の給付費等の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。